

裁判員経験者との意見交換会議事録

名古屋地方裁判所

1 日時

平成27年7月15日（水）午後2時00分から午後3時50分まで

2 場所

名古屋地方裁判所共用室（事務棟8階）

3 出席者

司会者 山田 耕司（名古屋地方裁判所部総括裁判官）

裁判官 神田 温子（名古屋地方裁判所裁判官）

検察官 苅谷 昌子（名古屋地方検察庁公判部）

弁護士 水野 紀孝（愛知県弁護士会）

裁判員経験者 2番，3番，4番，5番，6番 5人

4 議事内容

【全般について】

（司会）まず皆様の参加された事件のあらましと従事日数等を御紹介させていただいた上で，参加しての全般的な感想を一人ずつ述べていただければと思います。まず，2番の方は強盗致傷の事件で，被告人が生活保護費をパチンコや麻雀に使って，更にパチンコや麻雀の資金を得るため，以前に客として通っていた雀荘に押し入って現金を奪おうとして，経営者である高齢の女性に暴行を加えるなどして傷害を負わせたが，悲鳴を上げられ現金は奪えなかったという事案です。職務従事日数は5日間で，争点の内容は暴行の態様でしたが，全般的な御感想をお願いします。

（2番）裁判員関係のDVDとかを見て，好奇心で，自分の知らないところだな，やってみたいなと最初から思っていました。実際，裁判所に来てみたら，選任はランダムだと聞き，選ばれないかもしれないと思っていたら，裁判員に

選ばれました。そこで、やるからにはやろうと、やる気満々で裁判に臨みました。私は裁判員をやりたくて来たのですが、最初に裁判員の皆さんが集まったときには、中にはやりたくなかったという人もいました。しかし、誰か一人が口火を切って、会話をどんどん盛り上げて、気になることを言い始めたら、最初はやる気がなかった人もどんどん責任を感じて、裁判員をやるからにはちゃんとした意見を出したいと思うようになったようです。分からないなりに、みんなで刑を決めなければならないので、手探りでも、どんどん一つの方向に進んでいけたということは、とてもいい経験になったと思います。

(司会) 3番の方は強盗致傷で、被告人が金欲しさから、深夜、繁華街の駐車場で、共犯者と一緒に21歳の被害者の首を後ろから絞めるなどして、現金入りの財布を奪って、加療約7日間の傷害を負わせた事案で、従事期間は5日間、争点は強盗致傷の傷害に当たるかというものでした。全般的な御感想をお聞かせください。

(3番) 昨年10月頃に、裁判員の名簿に載ったという通知が来たときは、自分が何か悪いことをしたのではないかと、ドキドキしました。裁判員については、何か聞いたことあるなあと思うくらいで、通知の中身も見ずに置いてあったんです。実際に裁判所に来てくださいという手紙が来た段階で、いろんな人に聞いたのですが、実際に裁判所に行ったことはないという人ばかりだったので、どうしようかなと思いました。ただ、興味の方が大きかったので、行くからには裁判員に選ばれたいなと思いました。選任手続に来た周りの人は、帰りたいという人もいれば、やりたいという人もいました。選任はランダムと聞きました。裁判員をやっていると楽しくて、5日間だったんですけど、いろんな年齢、性別、職種の人がいましたし、いろんな意見が聞けましたので、すごく良かったと思います。

(司会) 4番の方は、殺人未遂の事件で、精神病院に入院中の被告人が、入院中の

被害者から殺されると思い込み、自分の考えで、被害者の後ろから気付かれないように近付いて、首の後ろをやすりで突き刺したが、准看護師に引き離されて未遂に終わったというもので、6日間従事されています。争点は、殺意があったか、なかったかということでした。あとは、争いはなかった部分ですが、被告人に精神的疾患があったという事案でした。全般的な御感想をお願いします。

(4番) 私が、そもそも裁判員裁判に参加しようと思ったきっかけは、日頃テレビのニュースなどで見る裁判の中で、判決の結果や理由に疑問を抱くことが多く、実際の裁判を見たこともないし、知らなかったので、裁判がどういうふうに進み、どういうふう結論が出るのだろうかというところを知りたいなと思ったからです。私の参加した裁判は、理解しきれない心神耗弱とかが問題となっていて、とても難しかったです。判決内容についても、とても意見を言い合うことが多い裁判でした。参加者の中に、自分の意見を言う方がどのくらいいるのかなと気になっていたんですけど、思ったより、結構皆さん、ちゃんと自分の気持ちを素直に話して進めていきました。そういう点では、参加して良かったと思います。後は、分からないことは、裁判官が親切にかみ砕いて話してくれて、初めてでも分かりやすかったです。6日間、仕事をしながら参加したので、すごく大変でした。初めてでしたし、軽く考えてはいけないという気持ちがあって、仕事をしている合間でも裁判のことを考えてしまい、精神的にも体力的にもハードだと思いました。裁判員裁判というのは、参加するのが嫌という意見も多いですが、参加していろいろ考えていくことは大事なことだと思うので、私自身は参加して良かったと思います。

(司会) 仕事をしながら参加される方も、たまにいらっしゃいます。あと、この事件では、証人として精神科や外科の先生の話聞いていますので、その点については、後ほど伺います。次に、5番の方は、強盗致傷等の事件で事件数が多い事案でした。割と若い被告人であり、複数の共犯者とともに、遊

興費欲しさに、援交狩りと称して、携帯電話の出会い系アプリを利用して、援助交際名目で、被害者をラブホテルにおびき出した上、人気のないところに連れて行って脅したり、暴行を加えるなどして現金を奪い取り、けがも負わせるなどすることを、だいたい1か月半の間に6回繰り返したというものです。強盗致傷3件、恐喝3件、うち2件の窃盗が伴っています。9日間参加していただきました。争いがあるのは、1件の強盗致傷について、強盗の機会に傷害が生じたか、共犯関係につき、共謀から抜けたかどうかでした。全般的な感想をお願いします。

(5番) まず、裁判員の選任発表のときに、自分の番号よりも後の人が呼ばれたので、私は当たらないと思ったのですが、結局選ばれて、こういうこともあるんだと思いました。正直言って、素人の私が人を裁くということに関して、何となく気が重い一面があったんですけど、実際、いろいろ話し合っていく上で、刑というのはこうやって決められていくんだなど分かって、すごく意義があったと感じています。

(司会) 5番の方については、期間が長かったことと、裁判官から法的な説明が分かりやすくされたかどうかということについて、後ほど伺いたしたいと思います。では次に6番の方の事件ですが、強盗殺人と強盗殺人未遂の事件で、勤務先の上司から解雇通告を受けて生活に困るようになり、上司を逆恨みして、被害者方に押し入って金品を強奪した上、上司とその妻を包丁で刺すなどして上司を殺害、妻にけがを負わせて、上司方に火をつけ逃走したという事案です。従事期間は6日間で、争点は、殺害行為と放火行為を被告人がしたかどうか、あとは、殺害行為が強盗の機会にされたものかどうかというところでした。全般的な御感想をお願いします。

(6番) 全般的には疲れたなというのが第一印象です。普段、事件を新聞で読んでいても、人ごとと言いますか、そういう感じで通り過ぎていたものが、実際に自分が裁判員に選ばれて、6日間ずっと突き詰めて裁判員の方と意見交換

しました。これだけの長い時間、人のことについて考えることはなかったものですから、ある意味、有意義な時間を過ごさせていただきました。いろいろ考えさせられる部分も多かったです。これから裁判員に選ばれる方も、是非、経験されてみても悪いことではないのかなと思いました。

(司会) 6番の方の事件は、刑が重くなった事例で、負担が重かった面もあるかもしれませんが、後ほどそのあたりも含めてお伺いします。

【審理について】

(司会) 皆様方には、短い方でも5日間、長い方では9日間御参加いただきました。かなり証拠調べに時間もかかっていますが、法廷の審理内容が、全体的に理解できたか、できなかったかについてお聞かせいただきたいと思います。

(2番) 私が受け持った事件は、被告人が認めているところもあったので、比較的分かりやすいのかなと思っています。暴行の度合いについて、「少ししか殴ってないです。」、「いっぱい殴られました。」みたいな話を、本当に殴られてるんだろうか、殴られてないんだろうかと、証拠と照らし合わせながら、けがの具合とかを見ながらという形だったので、正直、分かりやすいなと思ってました。裁判長も分かりやすく補足してくれました。結局、弁護側が言うことも検察側が言うことも、何もおかしいと思わなかったですね。休憩の時間に評議室に戻って、裁判官が補足を入れてくれましたので、それでだいたい理解できました。

(司会) 証拠書類の朗読や証人の話で、心証はとれましたか。

(2番) 裁判長の補足が十分されていきましたので、理解できました。

(司会) 補足がなかったら、どうでしたか。

(2番) 補足がなくても自分なりには理解していました。ただ、補足していただくと、皆が同じ理解になり、何について話し合うのか方向性も決まるので良かったと思います。

(3番) 私も、何を争っているんだろうというくらい、本人も認めてましたし、分

かりやすかったです。何より、検察官が、すごく細かく話してくださったし、同じことを弁護人もお話しくださいました。検察官は被告人が悪いような感じの言い方で、弁護人は被告人が良いような感じの言い方で、という違いはありましたが、内容的には同じで分かりやすかったです。裁判長も、裁判官も、普段は難しい言葉で話をされるんでしょうけど、誰が聞いても分かるような言葉で話してくださいましたし、休憩の取り方も良かったです。

(司会) 3番の方の事件は、書証の取調べ時間も長く、3時間を超えていたと思いますが、その点は苦になりませんでしたか。

(3番) 同じようなことを、ずっと話している感じでしたので、苦になりました。

(司会) 4番さんは、審理全体で理解とか心証を取れるような審理をされていたかどうかという点はいかがですか。

(4番) 最初に検察官や弁護人から、こういうことを話し合うんだという書類は頂いていましたが、書類のままになってしまうと先入観が入ってしまうので、それには目を通さずに裁判に臨んで、自分なりに、ここが疑問だなというのを持ってから目を通すようにしていました。たくさん話があると、忘れてしまうのが怖かったのですが、分かりやすくガイダンスがあると、こういうことを言いたかったのだというのが分かるし、書類を用意していただけるのも分かりやすかったです。分からないところは、みなさんと意見交換をしながら疑問点について伺っていき、分かりやすいなと思いました。ただ、当事者の方の主張は、分かりやすい、分かりにくいの前に、ちょっと理解不能なところが多かったです。自分が分からない範囲のことが多かったのも、その辺の判断が本当に難しいと感じました。特に精神的なものがどうこうというのが関わる事件は、最終的に結論を出すまでには、理解していくのがとても大変だなと思いました。

(司会) 特に精神医学の中でも、精神科の分野の言葉が難しいと感じましたか。

(4番) 日が経つに連れて、被告人の言っていることが最初の頃と変わっていきま

した。もちろん御本人はあたかもそれが本当のことだとしてお話をされる。けれども、そこにいくまでにいろいろ話し合ったことについて、あれっ、というところが出てきたりしました。例えば、幻覚であったり、聞こえないものが聞こえたりとかという話がありました。また、当事者の方の主張は本当に判断が難しいところでした。後からも話が出ると思うんですけど、精神科の先生のお話を伺ってはいるものの、それが本当なのかなと思いながらでしたので、理解していくことがすごく難しかったですし、一生懸命ついていくようにしていました。

(司会) 結構そういう専門的な話が出ていたので、ついていくのが大変な思いをされたのかなとは思っています。5番さんはいかがですか。審理が一番長い期間やっていますし、事件数も結構多かったですよね。

(5番) 事件数が多かったのも、それぞれの事件がごちゃごちゃにならないように、考えて、頭に留めておくというのが結構大変だったかなと思います。ただ、評議室では、分かりやすく黒板にいろいろ書きながらやっていってくださったので、そういう点ではすごく分かりやすかったかなと思います。あと、検察官の資料も、すごくよく整理されていて、とても分かりやすかったかなと思います。

(司会) 6件は、似たような事件ですね。

(5番) 似たような事件で、こちらは否認しているわけではなくて、認めている事件だったので、そういう点ではやりやすかったかなと思います。

(司会) 5番さんは参加された事件で、証拠書類を読み上げる時間がかなり長かったですよね。5時間以上かかっていたと思うんですけど、その点はいかがでしたか。

(5番) それぞれの事件について、この事件のときはこれだ、この事件のときは、この人はこういう状態だったんだというのを、メモしながら聞かないと、分からなくなってしまうというのは、正直ありました。

(司会) 証人もかなりの人数来られてましたよね。一人当たりの証人の尋問時間は、結構長くなかったですか。こんなことまで聞かなくていいのに、とか思われたりはしなかったですか。

(5番) それはあまりなかったです。

(司会) 結構長い期間参加いただいて、情報を整理されるのが大変かなと見ていました。6番さんは、審理全般で分かりやすかったかどうかとか、こういう点はどうかと思う点はありましたか。

(6番) 証拠だとかそういうのは十分理解はできました。細かい部分で言うと、DNAのことなどは、裁判官に細かい補足説明をしていただいたので、特に困った点とかはありませんでした。証人は別室でしたけど、割と精神的にも気丈に頑張って受け答えされていたので、非常に分かりやすかったです。やはりそういった形を取られたせいでもあると思うんですけど、特にその辺は問題としては思わなかったです。

(司会) 6番さんが参加された事件は、証拠書類の取調べが6時間くらいと長かったですけれど、その辺はどう思われましたか。

(6番) 読み上げのときは、どこが大事になるのかがよく分からない部分があったので、メモを取りながら聞いていました。評議室に帰ってきてからは、細かいところは裁判官から補足を聞くような形になりました。

(司会) 例えば書類がずっと読まれているときに、適宜休憩を取られましたよね。裁判官に、例えばこういう点に注意してくださいねと言われたりすることはありましたか。

(6番) それは特にはありませんでした。

(司会) 一通り全般的な審理について、分かりやすかった点、苦勞した点についてお聞きしました。次に、検察官、弁護人が書類を出してくる場面が結構あったと思いますが、それについてお聞きします。例えば、罪状認否で、事実間違いはないか、争うかを聞いた後に、証拠調べの最初に冒頭陳述というのが

あって、検察官と弁護人がそれぞれ書類を出してくる場面があります。それから結審するときに論告、弁論といって、それぞれ証拠調べの結果を踏まえて意見を述べるのですが、検察官と弁護人が、そのときに書面を提出します。その書面についての感想を聞いてから、本題に入っていこうかなと思っていきますけれど、それについて気付かれた点はありますか。まず検察官の書類から結構です。冒頭陳述ですが、多分、カラフルなA3判かA4判を1枚か2枚、せいぜい1枚半の書類だったと思うんですけど、何か気付かれたことはございますか。事件によってはかなり文字を詰めているものもあります。また、それぞれの法廷での説明、プレゼンテーションのやり方とか、何か気が付いた点はございますか。

(6番) 私が参加させていただいた事件は、急に犯人が否認したんですね。被告人が、殺人に関しては違う人がやったというふうに言ったんですが、当然、弁護人もそれを不思議に考えるだろうと思うんですよね。ところが、その弁護人と被告人の関係が、あまりにもビジネス的というか、「そうなんですか、そうですか。」みたいな感じでした。どうしてそのような形のまま進められていったのかなと思いました。事件の動機の核心の部分がそれによって少しぼやけた感じになった印象を受けたんです。そういう意味では、もうちょっと、検討のやり方が弁護人にもあったのではないかと思いましたし、それに対する検察官の切り口も違ってきたんじゃないかと思います。その辺がちょっとぼやけたまま進んでいってしまって、単純に、違う人が出てきてやった、みたいな言い方で裁判が進んでいってしまったのが残念でした。

(司会) 検察官と弁護人がそれぞれ冒頭陳述をした結果、ここが争点だというのが見えてきましたか。そこは分かりましたか。

(6番) はい。

(司会) それから、最後の論告、弁論のところで、それぞれの主張の対立点というのは理解できましたか。要するに、これから評議するという段階の前に、そ

- それぞれの主張について、こういう根拠でこうだというのは理解できましたか。
- (6番) この事件に関しては、被害者が拘束されてから殺人に至るまでの時間が長かったのですが、その間どういうふうに思ったのか、どうだったのか、というのが曖昧なままだったので、その辺がもうちょっとはっきりさせられれば良かったと思います。
- (司会) 争点の詰めがちょっと良くなかったということですか。
- (6番) 持っていき方が良くなかったというか、そこがちょっとぼやけたというような印象でした。
- (司会) 御指摘の点は、争点整理の問題もあるかなと思いますが、この事件では、被告人は、最初は自分が殺したかどうかについては争っていなかったけれど、公判の直前で急に主張を変えたという事情もあったようです。
- (司会) 5番さんに検察官、弁護士それぞれの書類についてお伺いしたいんですが、検察官は割と書き込んでいる方で、弁護人の出された冒頭陳述も弁論も文章式でした。この点で、何か、こうした方がいいとか、ここが分かりやすいとか分かりにくいとか、何かございますか。
- (5番) 検察官の方は、事件毎にいろいろと分類されているので、非常に分かりやすかったです。弁護士の方は、箇条書きではなくて、文章を思いついた順に書いていくみたいな感じで、ちょっと分かりにくいなというか、争点をもうちょっと絞って書いた方がいいんじゃないかなという印象を受けました。
- (司会) 今回の5人の方が参加された事件で、検察官が作成される書面は割と似たようなパターンが多いですけど、弁護士が作成される文章は、このように文章をたくさん書く方と、6番さんの事件の弁護人のようにパワーポイントをまとめた書類があったり、3番さんの事件の弁護人のようにレジュメ式といいますか、きれいに整理されたのもあったりとか、いろいろあったと思うんですが、特に弁護士が作成された書面について、分かりにくかったというのがありますか。特に5番さん、争点が分かりづらいとか、いっぱい書き込み

過ぎていたか感じましたか。

(5番) 最初の争点はこことここ、一つ二つと書いてあるんですが、それから先にもいろいろ、こういうことがありました、こういうこともありました、こういう生い立ちでしたっていうのが書いてありました。順序立てて時間を追って書いてあるからこういう形になるのかもしれないですけど、情状酌量のところに関しては、強盗罪だけであるか、暴行も成立するかで争ったところと、もっとはっきり分けて書かれた方が分かりやすかったかなと思います。

(司会) 予定資料には、弁論は20分とあるんですが、実際にはどれくらいかかりましたか。

(5番) もっとかかかっていました。

(司会) 全部読み上げてましたか。

(5番) はい。

(司会) ほかに、4番さんのところも弁護人は文章式で書かれていましたね。4番さんは、検察官や弁護人が出された文章で、分かりやすかった、分かりにくかったというのはありますか。

(4番) 特になかったです。こうだからこういうふうになる、こうだからこういうことだと思っっていうことが、結構分かりやすく書いてありました。細かい疑問についてはその後、評議室で聞けましたし、理解しにくいところは書面上にはなかったと思います。ただ、法廷で裁判官や弁護人が話される際、マイクの音がもうちょっと大きかったら良かったと思います。速くしゃべられると聞き取りにくいところがありました。特に、検察官の方が結構早口だったので、もう少しマイクの音を上げるか、話し方のスピードを緩めてもらって分かりやすかったと思いました。

(司会) 検察官が早口でしたか。

(4番) 早口というか、あれだけ文章がたくさんあって、それを一気に読み上げられるので、ちょっと聞き取りにくいところがありました。

(司会) プレゼンテーションのやり方として、マイクの問題もありますが、話し方の問題も大きいですかね。

(4番) でも、書面があって、しかもその書面上に言いたいことは書かれていたもので、その点は分かりやすかったです。

(弁護士) 弁護人の最終的な意見だと、7ページくらい文字が並んでいましたが、これを読むことは苦ではありませんでしたか。

(4番) 苦ではなかったです。

(弁護士) 他の経験者の御意見を伺ってみると、検察官が1枚でとても見やすいのに、弁護人はなんだという意見があります。昔は検察官も弁護人も長い文章で論述することが多かったですけど、今は弁護人については人それぞれで、検察官のようにやる方もいれば、文字の羅列でやる方もまだまだいらっしゃいます。裁判員の方々に対して、どういうお見せの仕方が分かりやすいのか、弁護士会でも模索中です。

(4番) 私個人は、検察官の書きの方が、争点が分かりやすいと思います。文章がたくさん羅列で書いてあると、途中で分からなくなってしまって、もう一度最初からということもあります。ただ、検察官の書きの方が分かりやすいですけど、それだけではだめだと思います。詳しく書かれていることも大事です。検察官と弁護人、両方あったというのは良かったと思います。気付かない点や、なんでこうなんだろうとってしまうところについては、長く書かれているものを読むことによって、ああそういうことなんだな、と分かることもありました。2つ合わせて自分なりの疑問点について理解することができました。

(司会) ちなみに、論告、弁論は、文章を読み上げる形式でしたか。

(4番) 検察官は、書いてある通りに説明する形式でした。

(司会) 上から順番に説明する感じですか。

(4番) そうです。

(司会) 弁護人はどうでしたか。

(4番) 弁護人も書いてあることをそのまま読み上げる感じでした。

(司会) 弁護人が文章を読んでいる間は、そのまま文字を目で追っている感じですか。

(4番) そうですね。だから途中でだんだん意味が分からなくなってきました。

(司会) 後で読み返すにはいいんでしょうけど、現場で聞くにはちょっと、ということですか。

(4番) 長くなってくると、そうですね。

(司会) もっとすっきりさせて、法廷で意見や内容を咀嚼できる状態ができていないといけないかもしれませんね。

(4番) 様々な年齢の方が裁判員として参加されるので、幅広い世代の方にとって分かりやすい形で行っていただけると、ありがたいです。

(司会) ありがとうございます。3番さんはいかがでしたか。

(3番) 検察官の文章は長くて、犯したであろう事実についてのみ上から下まで順次読み上げるんですけど、強弱がないと言いますか、あまり伝わってきませんでした。その点、弁護人は若い方だったんですけど、しゃべり方がうまかったです。何も見ていなくても人を引きつける話し方でした。話し方ってすごく大事ななと思いました。弁護人が話されると、集中して聞こうという気になりました。事件のことはもちろん大事なんですけど、被告人の性格やその他の事情をいろいろ話した上で話されるのと、そうでなく、淡々と事件を話されるだけなのとでは、同じことを言っていたとしても、弁護人の方が聞きやすかったです。テレビドラマのワンシーンではないですが、相手の目を見て、自分の言葉で自分の考えをその場で言っているように感じました。

(司会) 3番さんが参加された事件は、弁護人が若い男性の方だったんですけど、一生懸命で話し方が堂々としていて、声も大きかったんですね。

(3番) 逆に、検察官は小さな声でぼそぼそとたくさんのお話を話していたためか、

どこが大事なところなのか分かりにくかったですし、怖い感じもしました。

(司会) 2番さんはいかがでしたか。

(2番) 一番困るのは書式の違いでした。論告、弁論で書かれている項目の並び順が統一されていないために、両者の意見を照合するには、いったん全部読んで上で探し出さないとできませんでした。お互いの主張を同じ番号で並べてくれると、言いたいことの相違が分かりやすいと思います。両者を比較すると、私は弁論の方が分かりやすかったです。弁論は、犯行の動機ならこれ、計画性ならこれと四角で囲ってありました。被告人の駄目なところも書いてあるし、ここは見逃して、というところも書いてありました。一方で、論告は被告人にとって不利なことしか書かれていませんでした。論告においても、被告人にとって、仕方がないな、と思えることを記載してほしいかなと思いました。

(5番) 弁護人は自分の言いたいことをその場で考えながら言っているからだと思いますが、ちょっと声が小さくて、何回か「すみません、もう少し大きな声で。」とお願いしたことがあって、ちょっと残念だったと思いました。

(司会) 自信がないように見えたのでしょうか。

(5番) はい。そうなってしまうと、弁護人は被告人や他の人と意思疎通できていないんじゃないか、何を言いたいのかというのが分からなくなってしまうました。

(弁護士) その場で考えながら、とおっしゃいましたが、文章を読む感じではなかったのでしょうか。

(5番) 読む感じのときは大丈夫でしたけど、それ以外のときになんとか声が小さいと感じました。

(弁護士) 皆さんに声が届くというのは最低限必要なことですから、その点は改善していかなければいけないなと思います。

【証人尋問の内容の分かりやすさについて】

(司会) 証人尋問の内容は分かりやすいものでしたか。難しい言葉が出てきたとか、同じ事柄についてそれぞれが違う言葉を使ったため混乱したとかいうことはありませんでしたか。

(2番) 専門用語はそこまで出てこなかったです。内容はよく理解できました。

(司会) 尋問を聞いていて、いらいらしませんでしたか。

(2番) 始めは同じような質問をなぜ繰り返すのかと感じていましたが、質問を繰り返すうちにほころびが出てきて、同じような質問をする意味が分かりました。

(司会) 質問の意図は分かりましたか。なぜこのような質問をするのかというようなことを感じませんでしたか。

(2番) そういうものだと思っていました。特に違和感を感じませんでした。

(3番) 弁護人が被告人の生活状況や家族のことを詳しく質問しており、この質問は被告人に不利になるのではないかと感じましたが、何か意味があったのだと思います。

(司会) 皆さんにお尋ねしますが、証人尋問の内容は理解できましたか。

(全員) はい。

(司会) 証人尋問の中で、この証人を取り調べる必要があるのかと感じた証人はいませんでしたか。

(5番) 無駄な尋問だと思ったことはありません。

(司会) 5番さんの事件では、否認した共犯者を証人として呼んでいたと思いますが、その点で分かりにくかったことなどありませんでしたか。

(5番) 証人の証言と、書類に書かれてあった事実が違うことがありました。その点をさらに確認すると書類に書かれてあった事実が正しいということが分かり、証人として呼ぶ意味があったのかなと思いました。

(司会) 共犯者が二人来て、それぞれが違う話をしたというようなことはありませんでしたか。

(5番) ありました。

(司会) 共犯者の話や、被告人の話が異なっていて、判断の際に分かりにくかったなど感じるようなことはありませんでしたか。

(5番) 証言の食い違いについては、尋問の中で確認していただき、どちらが正しいか判断できました。

(司会) 2番さんと6番さんの事件では、被害者の証人尋問を実施していましたが、この中で気付いた点などはありませんでしたか。

(2番) 目撃者の証言と被害者の証言が一致しており、被告人の証言が微妙にぶれていました。

(司会) 2番さんの事件は暴行の内容が争点になっていたかと思いますが、被害者の証言の信用性の判断で難しかったことなどはありませんでしたか。

(2番) 私の事件では、被害者は殴られたと言い、被告人は殴っていないと言っていました。被害に遭った数日後の顔が腫れた写真があればよかったですのですが、被害者の証言を裏付ける資料がなかったため、判断に迷った部分もありました。

(司会) 6番さんの事件では、証言の信用性の判断で迷ったことはありませんでしたか。

(6番) 公判の中で、被告人は殺人について黙秘をしていました。しかし、検察官が提出したDVDの中に録画された被告人の証言と被害者の証言には食い違いがありませんでした。

(司会) 被害者の尋問時間は2時間程度かかったと思いますが、長く感じましたか。

(6番) 長くて苦痛ということはありませんでした。証言に聞き入っていました。

(司会) 4番さんの事件は、目撃者である准看護師さん二人が証人として呼ばれていましたが、話が食い違っていたということはありませんでしたか。

(4番) 話が食い違うということはありませんでした。証言の信用性の判断が難しいと感じたこともありませんでした。

(司会) 精神科医など専門家が法廷で証言を行った事件がありましたが、その内容は分かりやすいものでしたか。工夫が必要なところはありませんでしたか。

(3番) 被告人の更生の可能性について、元家裁調査官の証人尋問と、その人が作成した鑑定書の朗読が行われましたが、そこまでする必要はなかったのではないかと思います。

(検察官) 仮に、鑑定書の朗読だけでも分かりましたか。

(3番) 鑑定書だけよりは、証人尋問で話を聞いた方が分かりやすいと思います。

(弁護士) 弁護人としては、強盗致傷罪は刑が重いので、執行猶予を付けてもらうために、被告人が社会内でも更生可能であるということを立証したかったのではないかと思います。

(4番) 私が担当した事件では、外科の医師と精神科の医師の証人尋問が行われました。外科医は、画像を見せながら説明してくれたので分かりやすかったです。精神科医の証言も、言っていることは理解できましたが、精神的なものは目に見えないので、本当に医師の話信じていいのか迷いました。また、被告人に精神疾患があることを前提に証言していたので、違和感を感じました。

(司会) 4番さんの事件では、被告人に精神疾患があることには争いがなかったもので、そのような証言の仕方になったのではないのでしょうか。評議については、精神科医の証言を前提に十分にできましたか。

(4番) はい、できました。

【評議について】

(司会) 裁判官の説明や進行の仕方、評議の時間、休憩の取り方など、評議の進め方はいかがでしたか。

(2番) 一番最初に、銀行強盗、路上強盗といった強盗の種類を思いつくままに皆で挙げた後、それぞれの強盗の軽重について話し合ったことで、担当事件がどの程度の事件なのか理解できたので、良かったです。

- (6番) 裁判官から説明してもらった前例と、担当した事件との間でギャップを感じました。
- (3番) 裁判官が見せてくれた量刑のグラフが分かりにくかったです。ただ、同じ刑でも、保護観察を付けることができるのは良いと思いました。
- (4番) 前例を示されると、それに引っ張られてしまう気がしました。
- (司会) 刑の公平性の観点と、全く物差しとなるものがないと判断しづらいだろうという理由から前例をお示しして評議を行っています。最後に、この機会にお話しされたいことはありますか。
- (5番) 私の担当事件は、当初、評議も含めて12日間の予定だったのですが、それを全て有給休暇で賄ったのが負担でした。また、裁判員を経験する中で、被害者への援助が遅れているように感じました。
- (司会) 本日は、どうもありがとうございました。